# 港区生活安全・再犯防止推進計画（令和９（2027）年度～令和 12（2030）年度）（素案）概要版

## 第１章　計画の概要：本編 P.5～12

**計画策定の背景と目的**　港区は、平成 18（2006）年に「港区生活安全行動計画」を初めて策定し、防犯、防火、繁華街対策、公共空間の環境改善、地域の生活安全活動の支援等を進めてきました。また、令和７（2025）年３月には「港区再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止や立ち直り・社会復帰を支える取組を進めています。今回、両計画を一体の計画へ統合・改定し、犯罪被害の防止、犯罪への加担防止、再犯防止、立ち直り支援及び地域での見守りを相互に関連付けて推進します。

**計画の位置付け**　ＭＩＮＡＴＯビジョンに基づき、生活安全及び再犯防止に関する施策の方向性と具体的な取組を示す分野計画です。再犯防止に関する部分は、再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に定める地方再犯防止推進計画として位置付けます。

**計画の期間**　令和９（2027）年度から令和 12（2030）年度までの４年間とします。

**計画の推進・評価体制**　犯罪を未然に防ぐ取組と、犯罪を繰り返させない・立ち直りを支える取組を一体的に進め、誰もが安心して暮らせる港区をめざします。

| | |
|---|---|
| 推進体制 | 生活安全を所管する部署を中心に、福祉、保健医療、住宅、子ども・若者、教育、地域振興、環境美化等の庁内関係部署が連携します。<br>警察署、消防署、国・東京都、保護司会等の更生保護関係団体、地域団体、事業者等との役割分担と連携を図ります。 |
| 進行管理 | 成果指標及び各取組の実施状況を定期的に把握し、庁内検討組織等において進行管理を行います。<br>評価結果や社会状況の変化を踏まえ、取組の改善や関係部署・関係機関との調整を行い、計画の実効性を高めます。 |

## 第２章　生活安全・再犯防止を取り巻く現状と課題：本編 P.13～32

社会情勢や犯罪発生状況、区民意識等を踏まえ、次の７つを主な課題として整理しています。

| 主な課題 | 課題の概要・対応の方向 |
|---|---|
| ① 体感治安・犯罪不安の把握と改善 | 犯罪件数は長期的には減少する一方、近年は増加傾向。<br>犯罪不安や体感治安の状況を把握し、分かりやすい情報発信を進めます。 |
| ② 繁華街・公共空間の安全安心 | 客引き、飲酒に伴う迷惑行為、落書き、不法投棄、違法広告物等に対し、地域・警察・事業者と連携して対応します。 |
| ③ 多様化・巧妙化する特殊詐欺等への対応 | ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺、警察官等をかたる詐欺など、幅広い世代に及ぶ被害の防止を進めます。 |
| ④ 若者の犯罪被害・加担防止 | インターネット犯罪、薬物、闇バイト等について、学校・警察・地域団体・事業者と連携した啓発等を進めます。 |
| ⑤ 地域活動の担い手不足 | 単発・短時間、ながら見守り、企業参加、デジタル周知など、多様な主体が参加しやすい仕組みを整えます。 |
| ⑥ 再犯防止への理解促進 | 再犯防止の意義、保護司等の活動、相談窓口等を周知し、地域の理解と協力を促進します。 |
| ⑦ 支援への接続 | 相談窓口と庁内・関係機関の連携を明確にし、就労、住居、福祉、教育等の必要な支援につなぎます。 |

■ これら７つの課題は相互に関連していることから、第３章に示すめざす将来像の実現に向け、３つの手法と２つの視点を横断的に取り入れながら、３つの基本方針・９つの方針に基づく取組を総合的に推進することで対応していきます。

## 第３章　施策と基本方針：本編 P.33～37

**本計画の施策**　「守り、守られる」犯罪に強いまちをつくる

本計画の施策「『守り、守られる』犯罪に強いまちをつくる」を踏まえ、生活安全と再犯防止を一体的に推進します。そのための３つの基本方針と各３つの方針を位置付けて推進します。

| 基本方針１<br>生活安全に対する意識を育み、強くします | 基本方針２<br>生活安全に関する地域のつながりを強くします | 基本方針３<br>安全・安心に過ごせる地域づくりを推進します |
|---|---|---|
| 個人、地域それぞれが防犯意識を高めることができる取組を推進し、犯罪から自分を守る意識を高め、行動変容を促します。 | 特殊詐欺の被害増加や凶悪な闇バイト強盗等から区民を守るため、個人と地域それぞれが有機的に連携できる体制を整備します。 | 区民や来街者が安全・安心に過ごせる地域環境をつくるため、実効性のある防犯設備支援や繁華街対策などの取組を強化します。 |
| 方針 | 方針 | 方針 |
| ■1-1 生活安全に対する関心や意欲を向上させる取組の充実 | ■2-1 地域住民や事業者、関係機関等による有機的な連携体制の構築 | ■3-1 防犯設備の支援等による個人と地域の防犯対策の促進 |
| ■1-2 最新の犯罪手口や防火対策情報等の高度な分析と効果的な周知 | ■2-2 防犯における自己の役割の認識や自助・共助の機運の向上 | ■3-2 青色防犯パトロールや客引き対策、環境浄化等による安心感向上 |
| ■1-3 児童や高齢者など、各世代に適切な防犯研修等の充実 | ■2-3 地域のつながりを深め、防犯における協働を促す取組の推進 | ■3-3 まちの見守り活動や青少年の健全育成、再犯防止対策等の推進 |

### 施策展開に当たっての３つの手法・２つの視点：本編 P.37

３つの基本方針に基づく取組を効果的に推進するため、現行の生活安全行動計画の「３つの手法」を継承し、計画全体を通じて「２つの視点」を重視します。

| ひとづくり | ネットワークづくり | まちづくり |
|---|---|---|
| 担い手確保・育成、参加・理解促進 | 関係機関・地域・事業者等との連携 | 防犯設備・環境美化・見守り |

▼　３つの基本方針に横断的に取り入れ、生活安全と再犯防止の取組を相互に関連付けて推進　▼

| 分かりやすく | 利用（参加）しやすく |
|---|---|
| 制度・取組・犯罪の状況を理解しやすく | 相談・支援や地域活動への参加につながりやすく |

## 第４章　具体的な取組　－３つの基本方針と成果指標－　：本編 P.39～106

それぞれの基本方針に、さらに各３つの方針を位置付けるとともに、成果指標を設定して取組を推進します。

| 基本方針１ | 基本方針２ | 基本方針３ |
|---|---|---|
| 成果指標 | 成果指標 | 成果指標 |
| 「港区生活安全に関するアンケート調査」における防犯対策未実施世帯の割合 | 関係団体との連携事業数 | 防犯カメラ整備補助金の累計交付団体数 |
| 主な取組 | 主な取組 | 主な取組 |
| ● みんなと安全安心メールによる生活安全情報の配信<br>● 区民防犯研修会<br>● 特殊詐欺等の被害防止に関する取組<br>● セーフティ教室・子どもの防犯学習<br>● インターネット・薬物等への啓発 | ● ながら見守り連携事業<br>● 安全対策協議会の実施<br>● 各地区生活安全活動推進協議会の活動<br>● 保護司の活動支援<br>● 社会を明るくする運動の支援 | ● 再犯防止・立ち直り支援に関する取組<br>● 街頭防犯カメラ整備補助事業<br>● 客引き防止プロジェクト<br>● 青色防犯パトロール<br>● 住宅・共同住宅の防犯対策助成 |